

森林共同施業団地における事業実行による効果と今後の課題

仙台森林管理署 総括森林整備官 ○岩崎 孝司
森林技術指導官 新岡 英仁

1 はじめに

森林・林業の再生に向けた取組として、民有林において課題となっている施業集約化の取組を支援する森林共同施業団地の設定や林業専用道と森林作業道を組み合わせた路網の高密度化、高性能林業機械導入の推進、育林作業の省力化や低コスト化への取り組みなどが各地で展開されている。

仙台森林管理署においても、森林林業の再生に向けた取組のひとつとして、東北森林管理局管内では第1号となる森林共同施業団地を設定し、取り組んでいるところである。

この森林共同施業団地において、①民有林と直結した路網の整備、②計画的な間伐、③民有林との協調出荷への取り組みによる効果とそこから見えてくる課題について検証したところである。

2 森林共同施業団地の概要

森林共同施業団地の概要は次のとおりとなっており、森林共同施業団地の設定では、市町村有林や公有林での設定が一般的であるが、当署においては、民間の個人事業者との協定という特色を持つてる。

- (1) 名 称 七ヶ宿町地域森林整備協定
- (2) 目 的 効率的な作業路網の開設や間伐等の森林整備に取り組み、森林の持つ多面的な機能の高度な発揮を促すとともに、協定者が連携して低コストによる森林資源の搬出・利用の促進により、地域における森林・林業の活性化に資することを目的とする。
- (3) 協 定 者 仙台森林管理署長
古河林業株式会社七ヶ宿林業所長
- (4) 区域及び面積 嶽家老国有林368林班並びに古河林業株式会社社有林101、102林班の224.78ha
- (5) 協定締結年月日 平成22年10月1日
- (6) 協 定 期 間 平成22年10月1日から平成28年3月31日まで
- (7) 実 施 計 画

所有区分	林班	面積ha	数量m ³	作業種	路網距離m
古河林業(株)	101、102	11.44	1,350	間伐	2,500
仙台森林管理署	368	65.49	4,132	間伐	2,320

(8) 期待される効果

国有林林道及び民有林作業道の相互利用により、間伐の実施を見送っていた間伐箇所への搬出が低コストで可能となり、民有林・国有林双方にメリットがある。

3 森林共同施業団地における計画と実行

(1) 路網整備及び間伐の計画と実行

所有区分	作業種	計画と実行	H22	H23	H24	H25	H26	H27	計
古河林業（株）	路網整備	計画	0	0	300	1,000	700	500	2,500
		実行	0	0	0	1,000			1,000
	間伐面積	計画	0	0	0.68	5.28	2.56	2.92	11.44
		実行	0	0	0	3.51			5.28
	間伐数量	計画	0	0	90	670	300	290	1,350
		実行	0	0	0	569			670
仙台森林管理署	路網整備	計画	260	880	1,180	0	0	0	2,320
		実行	0	1,700	500	0			2,200
	間伐面積	計画	0	0	0	18.31	47.18	0	65.49
		実行	0	0	0	44.09	-	-	44.09
	間伐数量	計画	0	0	0	978	3,154	0	4,132
		実行	0	0	0	600	-	-	600

①路網整備

国有林において路網整備を先行し、平成24年度までに森林作業道を林業専用道に2,200mを開設し、民有林については、平成25年度に森林作業道1,000mを作設している。

②間伐

平成24年度に民有林において路網整備と併せて計画したが、計画箇所手前の国有林部分の林業専用道開設に係る工事請負業者の契約不履行に伴う工事の遅れにより不実行となっている。

平成25年度に、国有林においては、間伐計画箇所の精査の結果、約44haの間伐を実行。民有林においては、約3haの間伐を実行している。

(2) 民有林と直結した路網整備

民有林と直結した路網の整備では、平成25年度に、民有林において、国有林の林業専用道から民有林に直結した森林作業道1,000mを整備している。

また、民有林・国有林の間伐箇所が隣接していたことから、作業の集約化を図るために相互利用できるような民国連携の森林作業道を整備する予定であったが、双方の作業期間が重なったことで、民有林・国有林それぞれの森林作業道の単独利用となっている。

(3) 計画的な間伐

平成25年度における間伐の実行結果については、国有林では、約44haの間伐で、600m³を生産。民有林においては、約3haの間伐で、569m³を生産している。民有林における間伐は、林齢77年生から80年生の高齢級間伐となっているが、民有林と直結した路網整備によって、初回間伐がされたところである。

所有区分	林小班	面積ha	林種	樹種	林齢	伐採率%	生産量m ³
国有林	368ろ2外8	44.09	人工林	スギ、カラマツ	33～88	20～33	600
民有林	101に1-0外8	3.51	人工林	スギ	77～80	20	569

(4) 森林共同施業団地の普及に向けた取組

これまでの森林共同施業団地設定によるメリットや取組事例によって、森林共同施業団地の普及にむけた現地検討会を実施している。

(5) 民有林との協調出荷への取り組み

①民有林と連携した林産物の安定供給システム

民有林と直結した路網の整備、計画的な間伐によって、民有林における施業の集約化、未利用間伐材の搬出が可能となることで、次に、未利用間伐材を有効利用するための方策が必要であると考え、未利用間伐材の有効利用と安定供給のための方策として、東北森林管理局管内では、初の試みとなる「民有林と連携した林産物の安定供給システム」による未利用間伐材の販売に向けて、協定者と取り組んだところである。

②安定供給システムによる協定

協定者と安定供給システムの仕組みや事業の進捗状況、販売可能量などを確認・調整しながら、平成25年度国有林材の安定供給システム（第2次）協定により、合板用材220m³を販売計画することで、東北森林管理局長、古河林業株式会社七ヶ宿林業所長、宮城県森林組合連合会、セイホク株式会社石巻工場との協定することとなったところである。

③民有林材及び国有林材それぞれのシステム販売による販売等状況

国有林材は、システム販売で、スギ低質材46m³を販売しており、民有林材は、システム販売によって合板用材スギ4mを80m³、スギ2mを60m³販売している。
システム販売による販売単価は、合板用材スギ4mでおよそ8千円、スギ2mで7千円となっている。

所有区分	生産量m ³	内システム販売量m ³ (確定分)		システム 販売単価	システム販売以外m ³
		スギNA	46		
国有林	600	スギNA	46	100円	山元委託販売 554
民有林	569	合板用材スギ4m	80	800円	自社販売先へ供給 380
		〃 2m	60	700円	

④メリットはあったか

民有林と連携した林産物の安定供給システムに取り組んだ理由は、民有林と連携した林産物の安定供給システムが、「国有林と民有林が連携して原木の安定供給体制づくりを進めるとともに、①民有林における施業の集約化、②未利用間伐材等の有効利用等の取組の促進に資する」ことを目的とし、新たな販路の開拓につながると考えられたからである。

それでは、今回の民有林と連携した林産物の安定供給システムによるメリットはあったのかというと、協定者が民間の個人である場合、既に販路を有していることから、これまでの取引における販売単価と比較すれば、有利な販売単価ではなかったことから、あまり魅力的には映らなかったようである。

4 これまでの事業実行による効果

これまでの事業実行による効果として、3つの効果があったと考えられる。

(1) 未利用間伐材の搬出が可能に

森林共同施業団地設定に伴い、国有林において、民有林に接続可能となる林業専用道を開設したことで、民有林単独では、できなかった路網整備ができるようになり、民有林における未利用間伐材の伐倒・搬出が可能になること。

(2) 公益的機能の維持増進

民有林・国有林が一体となった計画的な間伐などの森林整備によって、小さな流域単位ではあるが、民有林・国有林が有する公益的機能が維持増進される。

(3) 民有林材の安定供給

未利用間伐材などの搬出が可能となっても、安定的に供給するための販路がなければ、間伐等の森林整備が消極的になることも考えられる。民有林・国有林が連携した安定供給システムによって、未利用間伐材が有効利用され、販路が確保されることで、民有林材の安定供給が可能になる。

5 見えてきた課題

これまでの事業実行による効果とともに見えてきた課題もある。

(1) 安定供給システム協定者へのフォローアップ

民有林との連携による安定供給システムによる販売においては、協定者へのフォローアップが必要不可欠である。

当署の森林共同施業団地における協定者は、民間の個人事業者であることから、協定による販売単価は、これまでの他社との取引単価とほぼ同額、売買契約に係る手間は、通常の売買契約と変わらないといったことで、安定供給システムによるメリットを見えにくくさせていると言える。

そして、需給協定者への局署の関与が低いことによる供給協定者の不安がある。一般的には、森林共同施業団地の協定者で、未利用間伐材等を有効利用するための手段を持っていないような市町村、事業者にあっては、安定供給のための販路を確保することができる民有林・国有林連携による安定供給システムは、魅力的なものであると考えられるので、局署が需給協定者へのフォローアップのための体制を構築すること

が望まれる。

(2) 綿密な作業計画

二つめに綿密な作業計画が必要ということである。

今年度における間伐では、民有林・国有林双方の事業期間が重なり、民国連携した森林作業道の利用とならなかったことや土場が限られ搬出に支障を及ぼすこともあり、施業の集約化、効率的な作業となるよう協定者間において綿密に作業計画を組むことが必要であり大事であるとする。

6 まとめ

当署における森林共同施業団地設定による効果と課題を検証した結果、民有林と直結した路網の整備や計画的な間伐、民有林との協調出荷といった取組によって、森林共同施業団地設定は、民有林・国有林共に森林・林業を再生させる有効なツールになり得ると考えられ、ついでには、国有林材・民有林材の安定供給、地域林業の活性化にもつながると考えられる。

また、宮城県においては、東日本大震災により被災した木材加工施設等の復旧が進んでおり、被災者の住宅再建のための県産木材の利用拡大と安定供給の確保対策についても進められている状況にあることから、システム販売等による国有林材の安定供給と併せて、森林共同施業団地から民有林・国有林とが連携した林産物の安定供給システムによる民有林材の販売は、地域林業の活性化と東日本大震災からの復旧・再生・発展に寄与できるものと考えられる。